

☑	加算名	掲載文
☐	小児科外来診療料	<p>当院では「小児科外来診療料」の算定を行っております。患者さんの状態に応じ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 28 日以上の長期処方を行うこと ・ リフィル処方箋を発行すること <p>の体制を有しています。</p>
☐	機能強化加算	<p>当院では、「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しており以下の取り組みを行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診されているほかの医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合がございます。 ・ 必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介します。 ・ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。 ・ 福祉・保健サービスに係る相談に応じます。 ・ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。
☐	連携強化加算	<p>主に「外来感染対策向上加算」を取得している医療機関が、地域の他の医療機関や都道府県と感染症対策の連携体制を行っていることを算定しています。</p>
☐	外来感染対策向上加算	<p>受診歴の有無に関わらず、発熱等の症状を呈する患者様（疑いを含む）に対して、診療時間・空間を分離して診療を行った場合、[外来感染対策向上加算]（6 点/月 1 回）を算定いたします。</p>
☐	電子的診療情報連携体制整備加算	<p>当院では、医療 DX を通じた質の高い診療提供に努めています。オンライン資格確認システムにより取得した診療情報（薬剤情報や特定健診情報など）を診察室等で活用して診療を行うほか、マイナ保険証の利用促進に取り組んでいます。また、電子処方箋の発行に向けた体制を整えています。</p>
☐	明細書発行体制加算	<p>当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。</p> <p>また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。</p> <p>尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。</p> <p>明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。</p>
☐	特定疾患療養管理料	<p>当院では、厚生労働大臣が定める「特定疾患」を主病とする患者様に対し、同意を得て治療計画に基づき専門的な管理・指導を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる主な疾患：喘息、慢性気管支炎、胃潰瘍など ・ 算定内容：症状に応じた長期的な治療計画の作成、服薬管理、生活指導等 ・ 費用：特定疾患療養管理料(月 2 回まで) ・ 症状により 28 日以上の長期処方の処方箋の発行にも対応しています

□	一般名処方加算	<p>当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。</p> <p>後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。</p> <p>一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。</p> <p>※一般名処方とは</p> <p>お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。</p> <p>ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>
□	ベースアップ評価料	<p>当院では、202X年X月より診療報酬改定に基づき「ベースアップ評価料」を算定しております。本評価料は、医療現場で働く看護師、コメディカル職員、事務職員等の賃上げ（処遇改善）に全額を充当いたします。</p> <p>ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
□	後発医薬品使用体制加算	<p>当院では、患者様の経済的負担の軽減と医療保険財政の改善を図るため、厚生労働省の推進方針に従い、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の採用・使用に積極的に取り組んでいます。</p> <p>【医薬品の供給不足に対する対応】</p> <p>医薬品の供給が不足した場合、医薬品の代替薬の提供や、処方変更（用法・用量・投与日数など）に対して適切な対応を行える体制を整えております。</p> <p>【患者様へのご説明】</p> <p>供給状況等により薬剤を変更せざるを得ない場合は、患者様へ事前に十分なお説明をいたします。</p>
□	小児抗菌薬適正使用加算	<p>急性気道感染症・急性中耳炎・急性副鼻腔炎・急性下痢症などにより受診し、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しない方に対して、抗菌薬の使用が必要でない説明など療養上必要な指導を行った場合に小児科外来診療料と小児かかりつけ診療料に限り「小児抗菌薬適正使用支援加算」を初診時に算定しています。</p> <p>【薬剤耐性について】</p> <p>抗菌薬（抗生物質）の不適切な使用により、病原体が変化して、抗菌薬が効かなくなることです。</p> <p>当院では診察をした上で細菌感染を疑う場合のみ抗菌薬を処方することにしています。</p>
□	夜間早朝加算／休日加算	<p>厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降・土曜日 12:00 以降、日曜全日は夜間早朝等加算が適用されます。前述の診療時間外（祝日など）の時間帯で診療を行った場合には、休日加算が適用されます。夜間早朝加算 50 点（3 割負担：150 円、2 割負担：100 円、1 割負担：50 円）が適用されます。</p>
□	時間外対応加算	<p>診療時間外において、継続的に受診している患者さんに対して時間外に緊急に対応できる体制を整えております。診療時間外に問い合わせに応じる場合であっても、可能な限り、速やかに対応することができる体制をとっています。</p>

		※時間外対応加算の「時間外」とありますが、これは時間外のクリニック体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者様対象です。
<input type="checkbox"/>	外来・在宅物価対応料	医療機関における光熱費や医療材料費など物価費の高騰を踏まえ、外来および在宅医療において追加的に評価される加算です。
<input type="checkbox"/>	オンライン診療	当院では、「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。 ただし、初診からオンライン診療を受ける場合、以下の処方については行うことができません。 ・麻薬及び向精神薬の処方 ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料Ⅰの対象になる薬剤）の処方 ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する8日以上の処方
<input type="checkbox"/>	小児かかりつけ診療料Ⅰ	継続的に受診されているお子さまを対象とした制度です。当院を4回以上受診されている6歳未満のお子さまが対象となります。発育や発達、予防接種を含めて継続的に相談することができます。
<input type="checkbox"/>	長期処方・リフィル処方せんについて	患者様の状態に応じて、28日以上長期処方、リフィル処方箋の交付のいずれも対応可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断いたします。